

九州大学技術指導等規則

平成20年度九大規則第73号
制 定：平成21年 3月31日
最終改正：平成28年 9月27日
(平成28年度九大規則第58号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学（以下「本学」という。）における技術指導等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 技術指導等 学外からの委託を受け、本学の職員がその教育・研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって委託をした者の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を委託しようとする者が負担するものをいう。
- (2) 委託者 本学に技術指導等を委託しようとする者をいう。
- (3) 指導担当者 技術指導等を行う本学の職員をいう。
- (4) 部局 各研究院、基幹教育院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、各学内共同教育研究センター、各先導的学術研究センター及び学術研究・産学官連携本部（以下「本部」という。）をいう。
- (5) 知的財産 九州大学知的財産取扱規則（平成16年九大規則第93号。以下「知財取扱規則」という。）第2条第1号に定める知的財産をいう。

(技術指導等の申請)

第3条 委託者は、申請書を、指導担当者の所属する部局の長に提出しなければならない。

(受入れの原則)

第4条 技術指導等は、原則として本学の職員の職務と同一のもの又は職務と密接に関連し、本学の業務の運営に支障がないと認められる場合であり、本学内においてこれを行うものとする。

(受入れの決定)

第5条 技術指導等の受入れは、指導担当者の所属する部局の長が決定する。

- 2 指導担当者の所属する部局の長は、前項の受入れを決定したときは、学術研究・産学官連携本部長（以下「本部長」という。）及び委託者にその旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 本部長は、技術指導等の受入れを決定した場合、又は前条第2項の通知を受けた場合は、次に掲げる事項について委託者と技術指導等に関する契約（以下「技術指導等契約」という。）を締結する。

- (1) 指導題目
- (2) 指導目的及び内容
- (3) 指導担当者
- (4) 指導場所
- (5) 指導期間及び指導時間
- (6) 使用機器等の名称等
- (7) 指導料
- (8) 第11条第2項、第13条及び第15条に規定する事項
- (9) その他技術指導等の実施等に関し必要な事項

- 2 本部長は、前項の規定により技術指導等契約を締結したときは、その旨を指導担当者の所属する部局の長に通知するものとする。

(契約等の遵守)

第7条 指導担当者、協力者及びその他技術指導等の実施に携わる者は、当該技術指導等契約その他本学の関係規則等（以下「契約及び関係規則等」という。）を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 指導担当者は、技術指導等の実施にあたり委託者より開示され、若しくは提供され、又は知りえた技術上及び営業上の情報について、当該情報の秘密の保持及び管理に十分な配慮をしなければならない。

(指導料の納入)

第9条 契約を締結した委託者は、技術指導等契約に定める額の指導料（別に定める管理費の額を含む。）を納付しなければならない。

2 技術指導等で分析機器等を使用する場合には、前項の指導料のほか、分析機器等の利用料金を別に定めるところにより納付しなければならない。

(指導料の納入方法及び返還)

第10条 技術指導等契約に定める指導料の納付時期は、原則として当該技術指導等の開始前とする。この場合において、技術指導等の期間を複数期間に区分し、期間毎に当該期間に要する指導料を分割して前納することができる。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合においては、指導料の納付時期を当該技術指導等の開始日以降とすることができる。

3 納付された指導料は、原則として返還しない。

(技術指導等の中止等)

第11条 指導担当者は、当該技術指導等を中止し、若しくはその期間を延長し、又は指導料その他契約の内容を変更する必要があるときは、直ちに指導担当者の所属する部局の長にその旨を報告しなければならない。

2 指導担当者の所属する部局の長は、前項の報告を受けた場合において、天災その他技術指導等の遂行上やむを得ない事由があると判断したときは、指導担当者又は委託者からの申請に基づき、委託者と協議の上、当該技術指導等を中止し、若しくはその期間を延長し、又は指導料その他契約内容の変更について決定するものとする。

3 指導担当者の所属する部局の長は、前項により当該技術指導等を中止し、若しくはその期間を延長し、又は指導料その他契約の内容を変更する場合には、本部長及び委託者にその旨を通知する。

4 本部長は、第2項の決定を行う場合、又は前項の通知を受けた場合は、変更契約を締結し、又は協議書等を作成するものとする。

5 本部長は、変更契約を締結したとき又は協議書等を作成したときは、指導担当者の所属する部局の長にその旨を報告する。

(技術指導等の完了)

第12条 研究担当者は、当該技術指導等が完了したときは、指導担当者の所属する部局の長にその旨を報告しなければならない。

2 指導担当者の所属する部局の長は、前項の報告を受けたときは、その旨を本部長に通知するものとする。

(成果の公表等)

第13条 指導担当者の所属する部局の長は、技術指導等による成果の公表及び成果報告書の作成が必要となるときは、当該成果に係る公表の時期及び方法並びに成果報告書について委託者と協議して定めるものとする。

(協力者の参加及び協力)

第14条 指導担当者の所属する部局の長が、技術指導等の遂行上、指導担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合には、委託者の同意を得た上、当該指導担当者以外の者を協力者として技術指導等に参加させ、又は協力させることができる。

(知的財産の取扱い)

第15条 技術指導等の結果生じた知的財産の取扱いは、知財取扱規則に規定するもののほか、本学と委託者の協議に基づく別の定めによる。

(部局長の責務)

第16条 指導担当者の所属する部局の長は、指導担当者が契約及び関係規則等に従って適正に技術指導等を実施するよう監督しなければならない。

(雑則)

第17条 技術指導等で中央分析センターが所管する分析機器等を使用する場合における次の表の第1欄に掲げる規定の適用については、同表第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄
第3条、第5条第1項、第6条第2項、第11条第1項、第11条第2項、第11条第5項、第12条第1項、第13条及び第14条	指導担当者の所属する部局の長	中央分析センター長
第5条第2項	指導担当者の所属する部局の長	中央分析センター長
	学術研究・産学官連携本部長	学術研究・産学官連携本部長及び指導担当者が所属する部局の長
第16条	指導担当者の所属する部局の長	中央分析センター長及び指導担当者が所属する部局の長
第11条第3項及び第12条第2項	指導担当者の所属する部局の長	中央分析センター長
	本部長	本部長及び指導担当者が所属する部局の長

2 技術指導等で九州地区ナノテクノロジー拠点ネットワーク事業（文部科学省の委託事業「先端研究施設共用イノベーション創出事業ナノテクノロジー・ネットワークプログラム」により、本学が中核機関となり実施する事業をいう。）が支援する機器等を使用する場合における次の表の第1欄に掲げる規定の適用については、同表第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄
第3条、第5条第1項、第6条第2項、第11条第1項、第11条第2項、第11条第5項、第12条第1項、第13条及び第14条	指導担当者の所属する部局の長	超顕微解析研究センター長
第5条第2項	指導担当者の所属する部局の長	超顕微解析研究センター長
	学術研究・産学官連携本部長	学術研究・産学官連携本部長及び指導担当者が所属する部局の長
第16条	指導担当者の所属	超顕微解析研究センター長及

	する部局の長	び指導担当者が所属する部局の長
第 1 1 条第 3 項及び第 1 2 条第 2 項	指導担当者の所属する部局の長	超顕微解析研究センター長
	本部長	本部長及び指導担当者が所属する部局の長

第 1 8 条 この規則に定めるもののほか、技術指導等の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年度九大規則第 4 1 号）

この規則は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から施行し、平成 2 1 年 1 1 月 1 日以降に締結した技術指導等契約から適用する。

附 則（平成 2 2 年度九大規則第 7 2 号）

この規則は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年度九大規則第 5 0 号）

この規則は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年度九大規則第 9 1 号）

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年度九大規則第 2 7 号）

この規則は、平成 2 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年度九大規則第 1 5 1 号）

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年度九大規則第 1 3 6 号）

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年度九大規則第 5 8 号）

この規則は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。